

老人保健施設むつみ園 訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団翠輝会が開設する老人保健施設むつみ園（以下「当事業所」という。）において実施する訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、在宅生活における利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

7 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設むつみ園
- (2) 開設年月日 平成3年3月29日
- (3) 所在地 兵庫県宍粟市波賀町飯見36-30
- (4) 電話番号 0790-75-2810 FAX 番号 0790-75-3810
- (5) 管理者名 山岸 洋之
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（2853880017号）

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 従業者

医師 1名

理学療法士 3名(兼務)

従業者は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

(1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。

但し、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあたっては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画書(介護予防訪問リハビリテーション計画書)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、同意を得て、当該計画書を利用者に交付するとともに、当該計画に基づく適切なリハビリテーションを提供する。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下とおりとする。

当事業所は保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(虐待の防止等)

第9条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時における対応方法)

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(業務継続計画の策定等)

第11条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び

非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第12条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

（職員の服務規律）

第13条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（1）利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第14条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団翠輝会の就業規則による。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第16条 職員に対して、個人情報保護法を遵守させ、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、就業規則第50条（9）を適用するほか、必要ある時は本規定第69条（13）を適用する。

（苦情処理）

第17条

当事業所は提供した介護保険サービスに関し、利用者からの苦情に迅速・適切に対応する為に苦情窓口を設置し必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

3 訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団翠輝会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(訪問リハビリテーション実施地域)

第19条 訪問リハビリテーション実施地域 宍粟市内

付 則

この運営規程は、令和6年12月1日より施行する。